

昭和二十八年法律第二百六十七号

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、旧鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるもの（以下「奄美群島」という。）の復帰に伴い、法令の適用についての必要な暫定措置等を定めるものとする。

（法令の施行の停止及びこれに伴う措置）
第二条 奄美群島には、左の各号に掲げる法令は、それぞれ政令で定める日までは施行しない。

一 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）
二 国税徵收法（明治三十年法律第二十一号）
三 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）
四 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十
七号）
五 トランプ類税法（昭和三十二年法律第一百七
三号）
六 酒税等の徵収に関する法律（明治四十四年
法律第四十五号）
七 取引所税法（大正三年法律第二十三号）
八 物品税法（昭和十五年法律第四十号）
九 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）
十 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五
号）
十一 所得税法（昭和二十二年法律第二十七
号）
十二 法人税法（昭和二十二年法律第二十八
号）
十三 災害被災者に対する租税の減免、徵収猶
予等に関する法律（昭和二十二年法律第一百七
五号）
十四 相続税法（昭和二十五年法律第七十三
号）
十五 酒税法（昭和二十八年法律第六号）
十六 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法
律（昭和二十八年法律第七号）
十七 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第
百二号）
十八 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十
六号）
十九 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百
七号）
二十 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十
七号）
二十一 納稅時蓄組合法（昭和二十六年法律第
一百四十五号）

二十二 自動車抵当法（昭和二十六年法律第百
八十七号）

二十三 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法
律第二百四号）

二十四 農業灾害補償法（昭和二十二年法律第
一百八十五号）

二十五 地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第
四百四十三号）

二十六 前各号に掲げるものの外、政令で指定
する法令

前項の政令で定める日は、特別の事情のある
場合を除く外、この法律の施行の日から起算し
て六月を経過した日後とならないようにしなけ
ればならない。

二 前各号に掲げるものの外、政令で指定
する法令

前項の政令で定める日は、特別の事情のある
場合を除く外、この法律の施行の日から起算し
て六月を経過した日後とならないようになけ
ればならない。

三 前各号に掲げるものの外、奄美群島の復帰
に伴い必要とされる事項

この法律は、昭和二十九年五月一日から施行
する。

附 則（昭和二九年四月六日法律第六
三号）抄

この法律は、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一七日法律第一
八七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月一四日法律第一
七三号）抄

この法律は、昭和三十二年七月一日から施行
する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
二号）抄

この法律は、次の総選挙から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
一号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
三号）抄

この法律は、昭和三十二年七月一日から施行
する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
十号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一
十一号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

事件に関しては、琉球上訴裁判所を含むものと
し、以下「現地裁判所」という。において從
前の法令の規定によりなされた訴訟行為、裁
判、処分その他の手続上の行為（刑事に関する
ものを除く。）は、当該事件につき裁判所法そ
の他本邦の法令に照らし権限を有すべき本邦の
裁判所においてこれらの事項に関する本邦の法
令中の相当規定によりなされた訴訟行為、裁
判、処分その他の手続上の行為とみなす。

現地裁判所の確定の裁判で、公の秩序又は善
良の風俗に反するものは、前項の規定にかかわ
らず、その効力を有しない。

（市町村及びその機関等に関する経過措置）
第二条 削除

この法律の施行前に從前の管轄裁判所で受理
した事件は、その裁判所で完結する。

この法律により設立される簡易裁判所は、そ
れぞれその名称を同じくする從前の簡易裁判所
と同一のものとみなす。

この法律の施行前に從前の管轄裁判所で受理
した事件は、その裁判所で完結する。

この法律により設立される簡易裁判所は、そ
れぞれその名称を同じくする從前の簡易裁判所
と同一のものとみなす。

三 前各号に掲げるものの外、奄美群島の復帰
に伴い必要とされる事項

この法律は、昭和二十九年五月一日から施行
する。

この法律により設立される簡易裁判所は、そ
れぞれその名称を同じくする從前の簡易裁判所
と同一のものとみなす。

この法律により設立される簡易裁判所は、そ
れぞれその名称を同じくする從前の簡易裁判所
と同一のものとみなす。